

松前町空家等

除却支援事業補助金を活用しませんか？



空家などの解体撤去の費用を、町が一部補助しますので、適正な維持管理ができずにお困りの方は、補助金をご活用ください。

※補助要件の確認及び添付書類をご案内しますので、事前の相談をお願いします。

空家などを放置すると、防災・防犯・衛生などで近隣の方に迷惑をかけちゃう！損害が生じたら、空家の所有者などが責任を問われることもあるよ！



1 補助金の概要

補助の対象となる空家など

次の①～③を満たす

- ① 住居その他使用されていない状態でおおむね2年以上経過している個人所有の一戸建て住宅
- ② 建築後おおむね30年以上経過している住宅
- ③ ほかの公的補助金の交付を受けていないこと

2 申請できる方

- ① 空家などの所有者（個人）
- ② 空家などの所有者の相続権利人

※①または②のいずれかの者で、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でない者

3 補助の対象となる工事

- ① 対象となる空家などの全部を除却し、所有地を更地にする工事
- ② 町内の解体業者（建設業法に基づく解体工事業の許可を受けた事業者または建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を受けた業者）に依頼して行う工事

4 補助金額

補助対象経費の2分の1（税抜きで千円未満は切捨て）で上限は60万円です。

※申請者が多数の場合は、危険度の高い住宅などを優先して補助を決定します。

要件を満たしていても補助金が交付できない場合もありますので、ご了承ください。

■ 申請受付期間

4月1日(金)～7月29日(金)

■ 申請方法

役場町民課へ申請書などを提出

※補助金の内容や必要書類など、詳しくはお問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

■ 交付（不交付）決定通知

9月下旬

■ 工事期間

9月下旬～

令和5年3月中旬

※交付決定通知後に着手してください。

■ 補助金の支払い

工事終了後、実績報告書を提出してもらいます。その後、補助金額が確定してからお支払いします。

相談・問い合わせ・申し込み先

〒049-1592
北海道松前郡松前町字福山248番地1
松前町役場 町民課 生活環境係
☎0139-42-2633（直通）

町ホームページはこちらから

松前町ホームページ > 暮らしの情報 >
暮らし > 松前町空家等除却支援事業補助金
<http://www.town.matsumae.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000871.html>

